さし網漁業の許可について

令和８年３月 10 日

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第１項の規定及び香川県漁業調整規則（令和２年香川県規則第 61 号）第 11 条第１項の規定に基づき、同規則第４条第１項第７号で定めるさし網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

１　さし網漁業

（１）許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
さわら流しさし網漁業	旧香川郡・坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡・三豊市・観音寺市地先海面	下記漁業時期のとおり	1	与島、宇多津に漁業の根拠地を有する者

記

漁業時期：4 月 20 日から 6 月 30 日まで（但し、井島南端と男木島北端を結んだ線、男木島南端と女木島北端を結んだ線及び女木島南端と高松漁港東側 9 号防波堤基部を結んだ線以東の海面は 4 月 20 日から 7 月 15 日まで、三崎突端と六島東端を結んだ線以西の海面は 4 月 20 日から 6 月 15 日まで）

9 月 21 日から 12 月 20 日まで（但し、9 月 21 日から 10 月 20 日までは休業期間、大槌島南端と小槌島北端を結んだ線以東の海面は 10 月 21 日から 11 月 30 日まで）

（２）許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和８年３月 10 日～同年３月 16 日

（３）備考

ア　この公示に係る許可の有効期間は、令和８年 12 月 20 日までとする。

イ　この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

（ア）　漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。

（イ）　使用漁具は備讃瀬戸では浮子方全長 620 メートル、燧灘では浮子方全長 1085 メートル以内のもの１統のこと。

（ウ）　漁具の目合は 10.6 センチメートル以上のものを使用しなければならない。

（エ）　さわらを目的とする他の漁業の漁場では昼間投錨停泊してはならない。

（オ）-1 投網開始は春漁期が 18 時、秋漁期は 17 時とし、揚網完了は春漁期が翌朝 5 時、秋漁期は同 6 時とする。

（オ）-2 時間を明記したことによって他種漁業との間に問題を起こさないよう、従前の協定及び慣行は、必ず遵守すること。

（カ）　前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
（キ）　漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。